

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 6 日 (金) 第699号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	規 則	
○給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則	(※)	(総務事務センター取扱い) 1
告 示	告 示	
○保安林の指定		(森づくり推進課取扱い) 1
○保安林の指定の解除予定の通知 (2件)		(森づくり推進課取扱い) 2
○道路の区域の変更		(道路維持課取扱い) 2
○道路の供用の開始		(道路維持課取扱い) 3
公 告	公 告	
○競争入札の参加者の資格に関する公告		(管財課取扱い) 3
公 安 委 員 会 公 告	公 安 委 員 会 公 告	
○令和8年度技能検定員審査等公告		(免許試験課取扱い) 4

規 則

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第11号

給与等の支払事務に関する規則の一部を改正する規則

給与等の支払事務に関する規則 (昭和47年鹿児島県規則第44号) の一部を次のように改正する。

別表中「単身赴任手当」を「単身赴任手当
在宅勤務等手当」に、「児童手当
子ども手当」を「児童手当」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第133号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
垂水市市木字北迫3569番, 3577番
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び垂水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第134号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

霧島市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第135号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 解除予定保安林の所在場所

霧島市福山町福地字穴堀池下2147番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第136号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 3 月 6 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	知名沖永良部 空港線	大島郡和泊町大字玉城字ブ リ石1732番1地先から1744 番3地先まで	前	11.5～14.5	23.4
			後	11.5～11.5	23.4

鹿児島県告示第137号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月6日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月6日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	市比野東郷線	薩摩川内市樋脇町塔之原字小原3565番7地先から同市樋脇町塔之原字樋掛1242番3地先まで	令和8年3月6日

公 告

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和8年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

令和8年3月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 調達をする特定役務の種類

- (1) システム開発業務（システム開発及びプログラム作成）
- (2) コンピュータ関連保守業務（システムの保守管理）
- (3) OA機器賃貸業務（OA機器の賃貸）
- (4) 旅客運送業務（スクールバスの運行）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

- (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

- (3) 申請書類の受付期間
令和 8 年 3 月 6 日から同月 31 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
- (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
資格審査要綱第 5 条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

公安委員会公告

令和 8 年度技能検定員審査等公告

技能検定員審査等に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 3 号）第 1 条及び第 10 条第 1 項の規定により、令和 8 年度技能検定員審査等を次のとおり実施する。

令和 8 年 3 月 6 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

1 審査の種類、項目、回数、期日及び申請期間

種 類	項 目	回数別	審 査 期 日	申 請 期 間
教習指導員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	教習に關する 技能又は 知識	第 1 回	5 月 11 日 (月) から 同月 12 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 6 日 (月) から 同月 17 日 (金) まで の間
		第 2 回	7 月 6 日 (月) から 同月 7 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 1 日 (月) から 同月 12 日 (金) まで の間
		第 3 回	10 月 19 日 (月) から 同月 20 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	9 月 7 日 (月) から 同月 18 日 (金) まで の間
技能検定員審査 (普通自動車免許, 大型自動車第二種 免許, 中型自動車 第二種免許及び普 通自動車第二種免 許)	技能検定に 關する技能 又は知識	第 1 回	5 月 18 日 (月) から 同月 19 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	4 月 13 日 (月) から 同月 24 日 (金) まで の間
		第 2 回	7 月 13 日 (月) から 同月 14 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	6 月 8 日 (月) から 同月 19 日 (金) まで の間
		第 3 回	10 月 26 日 (月) から 同月 27 日 (火) まで (午前 9 時から午後 5 時まで)	9 月 14 日 (月) から 同月 25 日 (金) まで の間

教習指導員審査及び技能検定員審査 (大型自動車免許、 中型自動車免許、 準中型自動車免許、 大型特殊自動車免許、 大型自動二輪車免許、 普通自動二輪車免許及び牽引免許)	1 教習指導員については、教習に関する技能又は知識	第 1 回	6 月 8 日 (月) から 同月 10 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	4 月 27 日 (月) から 5 月 8 日 (金) までの間
	2 技能検定員については、技能検定に関する技能又は知識	第 2 回	9 月 7 日 (月) から 同月 9 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	8 月 3 日 (月) から 同月 14 日 (金) までの間
		第 3 回	11 月 9 日 (月) から 同月 11 日 (水) まで (午後 1 時から午後 5 時まで)	10 月 5 日 (月) から 同月 16 日 (金) までの間

2 審査の場所

鹿児島県警察本部交通部免許試験課 (始良市東餅田3934番地)

3 審査の申請手続

(1) 受審資格要件

ア 教習指導員審査

(ア) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有する者

(イ) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者で、大型自動二輪車免許については、普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の教習指導員資格を有している者で、かつ、過去 1 年以内に、国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習の技能若しくは知識に関する講習を修了しているもの

イ 技能検定員審査

(ア) 普通自動車免許

普通自動車に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る教習指導員資格を有している者

(イ) 大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許

受審する種類に係る運転免許を有し、かつ、普通自動車免許に係る技能検定員資格を有している者で、大型自動二輪車免許については、普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有しているもの

(ウ) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許

受審する種類に係る運転免許を有し、それぞれの免許に係る第一種免許の技能検定員資格を有している者で、かつ、過去 1 年以内に、国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習を修了しているもの

ウ 受審の注意事項

受審者は、教習指導員審査を 1 種、技能検定員審査を 1 種の合計 2 種まで受審できるものとする。

(2) 申請書類

ア 審査申請書

イ 資格審査票

ウ 運転免許証の写し又は免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を証するに足りる書面

エ 普通自動車免許及び普通自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者は、その免

許に係る教習指導員資格者証の写し

オ 普通自動車免許，普通自動二輪車免許に係る技能検定員資格を有する者にあつては，その免許に係る技能検定員資格者証の写し及び大型自動二輪車免許に係る教習指導員資格を有する者にあつては，その免許に係る教習指導員資格者証の写し

カ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受審する者は，受審しようとする免許の第一種免許の教習指導員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能教習又は学科教習についての技能若しくは知識に関する講習の修了証明書の原本

キ 大型自動車第二種免許，中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受審する者は，受審しようとする免許の第一種免許の技能検定員資格者証の写し及び国家公安委員会が指定する技能検定についての技能又は知識に関する講習の修了証明書の原本

(3) 申請書類の提出先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課（始良市東餅田3934番地 郵便番号 899-5421）
なお，郵送の場合は，封筒の表に「申請書在中」と朱書し，書留郵便とすること。

(4) 審査手数料

申請書類提出の際，審査申請書に鹿児島県手数料徴収条例（平成12年鹿児島県条例第11号）に定める額とする。ただし，審査細目により金額が異なるため，詳しくは6に示す問合せ先に問い合わせること。

なお，申請書類を受け付けた後は，審査手数料は返還しない。

4 受付期間

申請期間内の午前8時30分から午後5時までとし，郵送の場合は，各申請期間最終日の消印のあるものまで受け付ける。ただし，直接持参の場合は，鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第37号）第1条に規定する県の休日を除く日とする。

5 申請書類の交付

審査申請書及び資格審査票の用紙は，鹿児島県警察本部交通部免許試験課で交付する。

なお，同用紙を郵便により請求する場合は，封筒の表に「資格審査票請求」と書き，宛先及び郵便番号を明記し，180円分の切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

6 問合せ先

鹿児島県警察本部交通部免許試験課
始良市東餅田3934番地（郵便番号 899-5421）
電話番号 0995-65-2295